

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市立自然の家条例施行 規則の一部改正について

意見募集期間

令和5年12月6日～令和6年1月4日

問い合わせ先

神戸市文化スポーツ局

スポーツ企画課

電話 078-322-5284

1 意見募集期間

令和5年12月6日（水）～令和6年1月4日（木）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課 意見募集宛

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6149

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: spo_kikaku@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課

市役所1号館 17階

平日 9時00分～12時、13時～17時00分までの間

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸市立自然の家条例施行規則」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和6年3月上旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所1号館18階）でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

「神戸市立自然の家条例施行規則の一部改正」について（概要）

1. 改正の趣旨

神戸市立自然の家は、施設の改修や新增設を行い、2024年度（令和6年度）にリニューアルオープンします。

リニューアル後は、家族等での野外活動・アウトドア体験の需要の高まりに積極的に応えるため、従来の学校・団体利用に加えて、家族単位等の一般利用客も新たに受け入れることとします。

リニューアルにあたっては、利用料金制を採用するとともに、休所日を月曜日から火曜日に変更する他、必要な規定の整備を行います。

2. 改正案の概要

(1) 神戸市立自然の家条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項の文言の改正

休所日を月曜日（4月から10月までの月曜日を除く。）から火曜日（11月から翌年の3月までの期間に限る。）へ変更する旨の改正。

(2) 規則第3条の削除及び追加

規則第3条で規定している使用者の範囲について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者に限定しない取扱とするため、削除。新たに、下記の行為を禁止する旨の条文の追加。

ア. 使用許可を受けた施設以外への立入り

イ. 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為その他他人に迷惑を及ぼす行為

ウ. 所定の場所以外の場所又は所定の時間以外の時間での飲酒又は喫煙その他火気の使用

エ. 物品の販売、貸付その他の営利行為（ただし、指定管理者が行う場合を除く。）

オ. 許可を受けずに旗、幕、看板又は貼り紙その他これらに類するものの掲揚又は掲示を行う行為

カ. 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が自然の家の管理運営上支障があると認める行為

(3) 規則第4条の削除及び追加

利用料金制を採用するため、使用料の納付についての文言を削除。新たに、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体が市長に提出する書類を、下記のとおり指定。

ア. 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）

イ. 自然の家の管理に係る人員の配置計画に関する書類

ウ. 自然の家の管理に関する業務の収支予算書

エ. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

オ. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 規則第5条の削除

利用料金制を採用するため、使用料の減免についての文言を削除。

(5) 規則第6条の削除

規則第3条において行為の禁止について規定するため、遵守事項について定める条文を削除。

3. 施行予定日

令和6年4月